

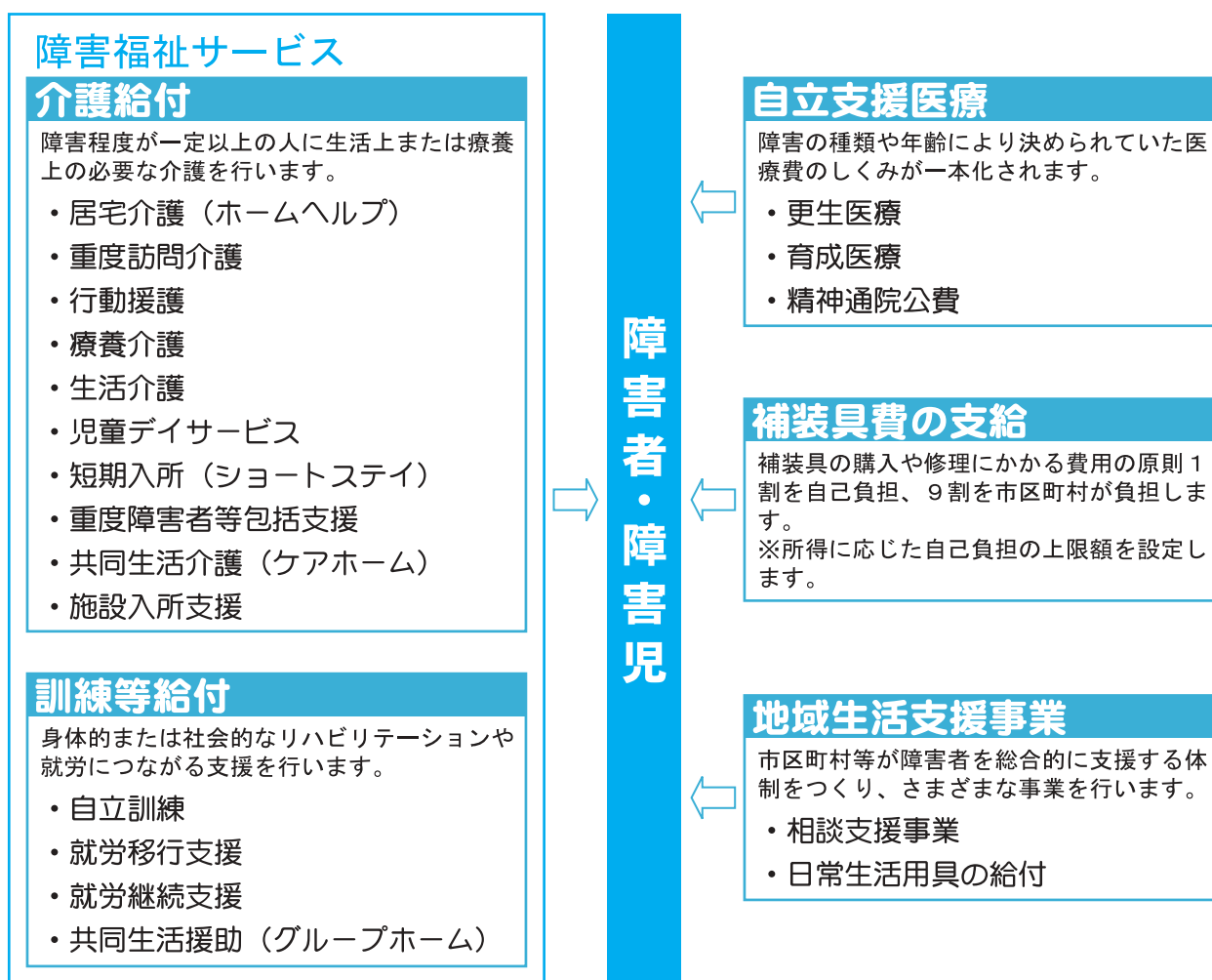
はじまりました

障害者自立支援法

これまでは身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により、受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。

平成18年4月から障害者自立支援法により、どの障害の人にも共通のサービスを地域において受けられるようになりました。

新しいサービスのしくみ



障害者サービスを利用したときにかかる費用

サービス費用をみんなで支え合うため、原則1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が定められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

問い合わせ先：中泊的役場健康福祉課

TEL 57-2111